

沖縄における

# 海上保安の現況

昭和51年7月

第十一管区海上保安本部

# 沖縄における海上保安の現況

## 目 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1章 総 説         | 1  |
| 1. 管内の概況        | 1  |
| (1) 担当区域と業務     | 1  |
| (2) 自然的環境       | 2  |
| (3) 社会的情勢       | 2  |
| (4) 港湾及び海上交通    | 6  |
| 2. 海上保安体制       | 7  |
| (1) 組織及び人員      | 7  |
| (2) 船艇及び航空機     | 10 |
| (3) 通 信         | 11 |
| 第2章 海上における警備業務  | 13 |
| 1. 海上公害の現状と取締り  | 13 |
| (1) 海洋汚染の現状     | 13 |
| (2) 監視、取締りの現状   | 18 |
| (3) 海上公害防止の問題点  | 18 |
| 2. 海上における犯罪の取締り | 20 |
| (1) 犯罪の傾向       | 20 |
| (2) 一斉取締り       | 22 |
| (3) 海上犯罪取締り上の課題 | 22 |
| 3. 海上における警備の実施  | 22 |
| (1) 尖閣諸島周辺の領海警備 | 23 |
| (2) 先島諸島周辺の領海警備 | 23 |
| (3) 警衛、警護       | 23 |
| 第3章 救 難 業 務     | 25 |
| 1. 海難の発生状況      | 25 |
| (1) 要救助船舶の発生状況  | 25 |
| (2) 人身事故の発生状況   | 29 |
| 2. 海難の救助状況      | 30 |
| (1) 船舶の救助状況     | 30 |

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (2) 乗船者の救助状況       | 32        |
| 3. 海難救助体制の現状と問題点   | 33        |
| (1) 海難に関する情報収集体制   | 33        |
| (2) 海難救助体制         | 36        |
| 4. 海洋汚染及び海上災害の防止体制 | 37        |
| (1) 海洋汚染の防除体制      | 37        |
| (2) 流出油災害対策協議会     | 37        |
| (3) 流出油処理作業        | 38        |
| (4) 海上災害の防止        | 38        |
| 5. 救援救護の状況         | 38        |
| (1) 緊急入域           | 38        |
| (2) 急患輸送           | 39        |
| 6. 海難防止活動          | 39        |
| (1) 海難防止強調運動の実施    | 39        |
| (2) 海難防止講習会等の開催    | 40        |
| (3) 海難防止団体の育成と現状   | 40        |
| 7. 港長業務と航行管制       | 41        |
| (1) 港長業務           | 41        |
| (2) 那覇港における航行管制    | 44        |
| <b>第4章 水路業務</b>    | <b>46</b> |
| 1. 管内水路図誌の整備       | 46        |
| 2. 管区航行警報          | 47        |
| 3. 水路測量            | 47        |
| 4. 海象観測            | 47        |
| 5. 放射能定期調査         | 48        |
| 6. 水路業務の課題         | 48        |
| (1) 海図の整備・拡充       | 48        |
| (2) 海・潮流の観測        | 48        |
| <b>第5章 航路標識業務</b>  | <b>49</b> |
| 1. 航路標識の現状         | 49        |
| 2. 航路標識の管理と問題点     | 52        |
| (1) 管理の現状          | 52        |

|  |    |
|--|----|
| 第3-13図 海難に関する通信の取扱状況                               | 34 |
| 第3-14図 海難通信発生地点図                                   | 35 |
| 第3-15図 許可件数及び届出受理件数                                | 42 |
| 第3-16図 危険物荷役運搬許可件数及び取扱量                            | 42 |
| 第3-17図 船種別入港隻数                                     | 43 |
| 第3-18表 船種別、トン数別入港隻数                                | 43 |
| 第3-19図 24時間を通じての那覇水路出入航状況動態                        | 45 |
| <b>第4章 水路業務</b>                                    | 46 |
| 第4-1図 水路業務実施状況                                     | 46 |
| 第4-2表 航行警報実施状況                                     | 47 |
| <b>第5章 航路標識業務</b>                                  | 49 |
| 第5-1表 管内航路標識の種類別基數及び機能                             | 49 |
| 第5-2図(A) 第十一管区海上保安本部管理航路標識配置図                      | 50 |
| 第5-2図(B) 石垣海上保安部管理航路標識及び宮古島<br>ロラン航路標識事務所管理航路標識配置図 | 51 |
| 第5-3表 海岸線100海里当り航路標識整備状況比較表                        | 52 |
| 第5-4図 管内航路標識管理状況                                   | 52 |
| 第5-5表 航路標識整備状況                                     | 53 |
| 第5-6表 昭和51年度航路標識整備計画                               | 54 |
| <b>第6章 沖縄国際海洋博覧会</b>                               | 56 |
| 第6-1図 警備救難隊組織図                                     | 57 |
| 第6-2表 派遣船艇及び航空機                                    | 57 |
| 第6-3表 海上犯罪発生状況表                                    | 59 |
| 第6-4表 海洋博関連海難発生及び処理状況                              | 62 |
| 第6-5表 台風対策委員会活動状況表                                 | 63 |
| 第6-6表 VHF海岸局の設置概要                                  | 64 |
| 第6-7表 警備救難隊通信配備表                                   | 64 |
| 第6-8表 船艇通信配備表                                      | 65 |
| 第6-9図 一般船舶との通信取扱回数                                 | 65 |
| 第6-10表 港湾測量及び潮流観測実施状況                              | 66 |
| 第6-11表 発行海図  | 66 |
| 第6-12表 海図出庫状況                                      | 67 |
| 第6-13表 航行警報実施状況                                    | 67 |
| 第6-14表 海洋博関連航路標識整備状況                               | 67 |

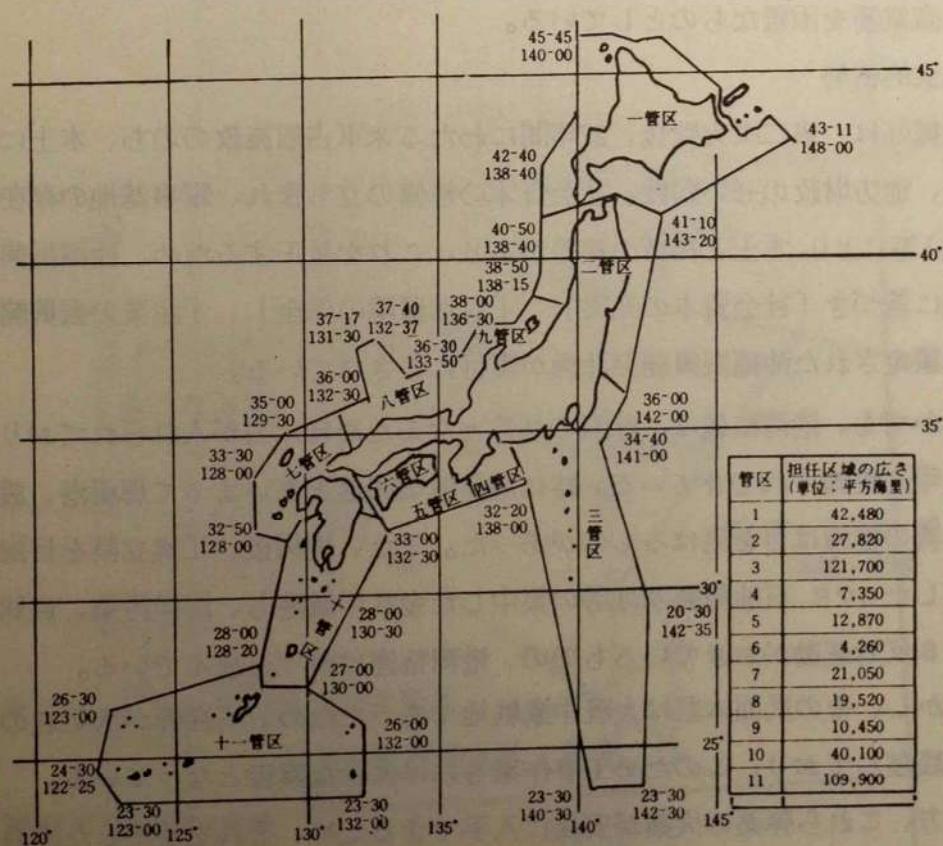
# 第1章 総 説

## 1 管内の概況

### (1) 担当区域と業務

当管区は、沖縄県の祖国復帰と同時に設立され、1県1管区という異例の管区ではあるが、その担当区域は、南、北大東島から与那国島までの東西約1,000キロメートル、硫黄島から波照間島までの南北約400キロメートルにおよぶ広大なものとなっている。この区域において、海上における犯罪の取締り、海洋汚染の監視取締り、海難救助、水路図誌刊行のための測量及び観測、航路標識の整備等多岐にわたる業務を遂行しているが、特に、その担当区域が台湾と近接しているため国境管区として領海警備は重要な業務となっている。

第1-1図 管区別担任区域図



## (2) 自然的環境

沖縄県は、東支那海の大陸棚外縁に沿い弧状に展開する、沖縄、宮古及び八重山の各群島と、それらに付属した島しまから成り立ち、その総数は、221島（うち有人44島）におよんでいる。近海は、良好な漁場で各種漁船が操業しているが、尖閣諸島あるいは先島諸島周辺は、台湾漁船が操業することもありその侵犯防止は領海警備上大きな業務となっている。

気象は、その地理的条件から、海洋性亜熱帯気候であるが、台湾坊主の発生地、台風の常襲地帯であるうえ、冬季は季節風が強吹する地域であるため、年間を通じ、気象警報の発令日数も著しく多い。

また、各島の周辺は、さんご礁が発達し、多くの裾礁、堡礁、環礁を形成している。このような条件と、本土と比して整備の立ち後れている航路標識、水路図誌、あるいは、軽装備・低性能の船が多い沖縄県籍漁船等がからみ、海難発生の可能性を大にしている。

一方、特異な生物として、猛毒を有するハブが各所に生息しており、水路業務、航路標識業務を困難なものとしている。

## (3) 社会的情勢

沖縄県は、第二次大戦後、27年間にわたる米軍占領施政ののち、本土に復帰したものの、地方財政のせい弱性、社会資本の整備の立ち後れ、軍事基地の存在（第1-2図参照）等により、本土と相当の格差があり、これを是正するため、沖縄振興開発特別措置法に基づき「社会資本の充実」、「自然環境の保全」、「産業の振興開発」等を目標に策定された沖縄振興開発計画が実行に移されている。

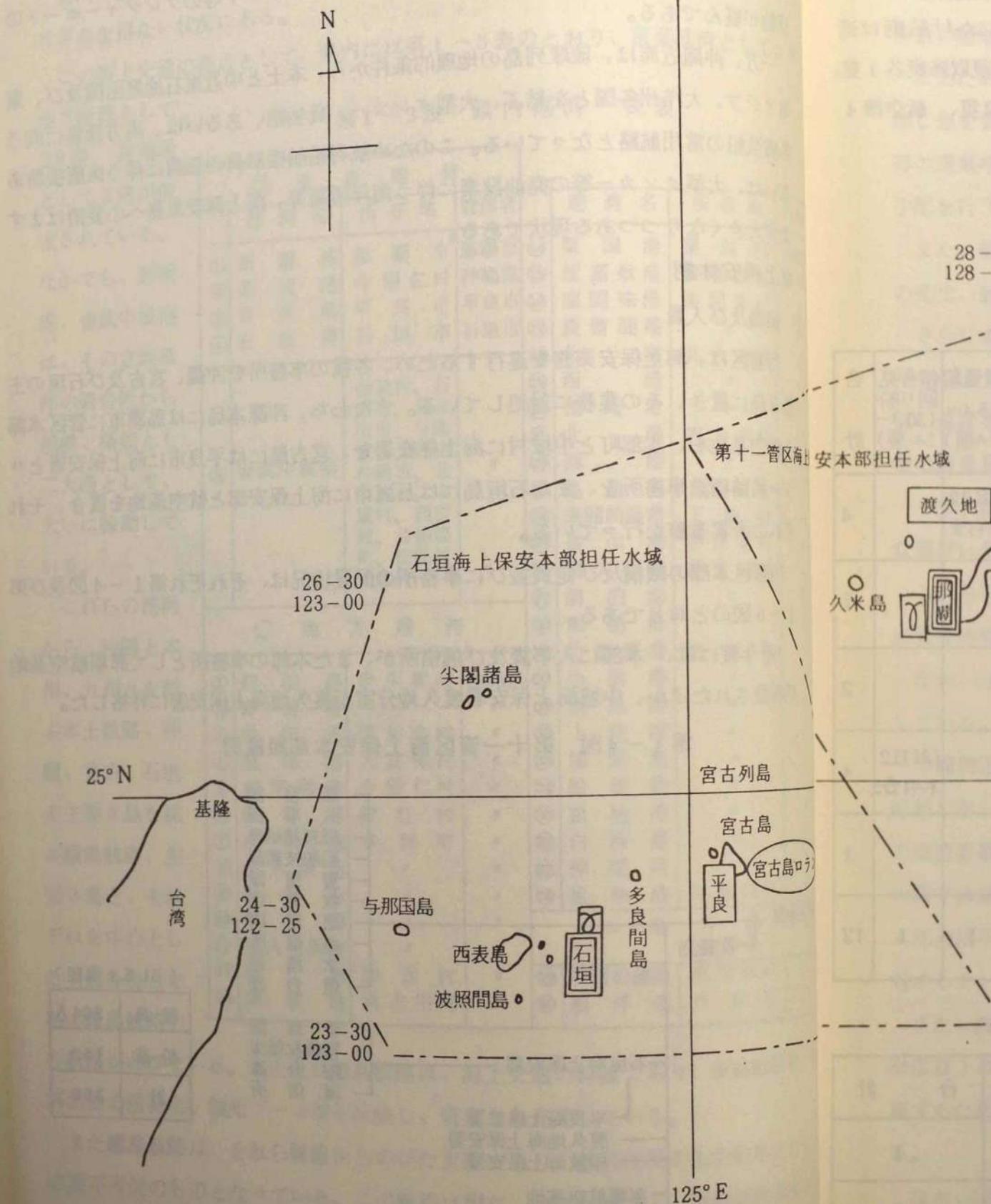
なかでも、港湾整備は、計画の基幹となるため特に力が入れられており、県内各港湾は年々整備されてきている。特に海洋博の開催とあいまって那覇港、渡久地港等関連港湾の整備は目を見はるものがあった。また、復帰後、工業立県を目指し沖縄県が誘致したCTS、石油精製基地等の集中した金武中城港も、海洋汚染、自然破壊等からCTS反対運動がおきているものの、港湾整備は着々と進んでいる。

しかし、その反面本県は大戦中激戦地であったため、不発弾が未処理のまま各地に多数残存しており、このため工事作業等には大きな障害となっている。

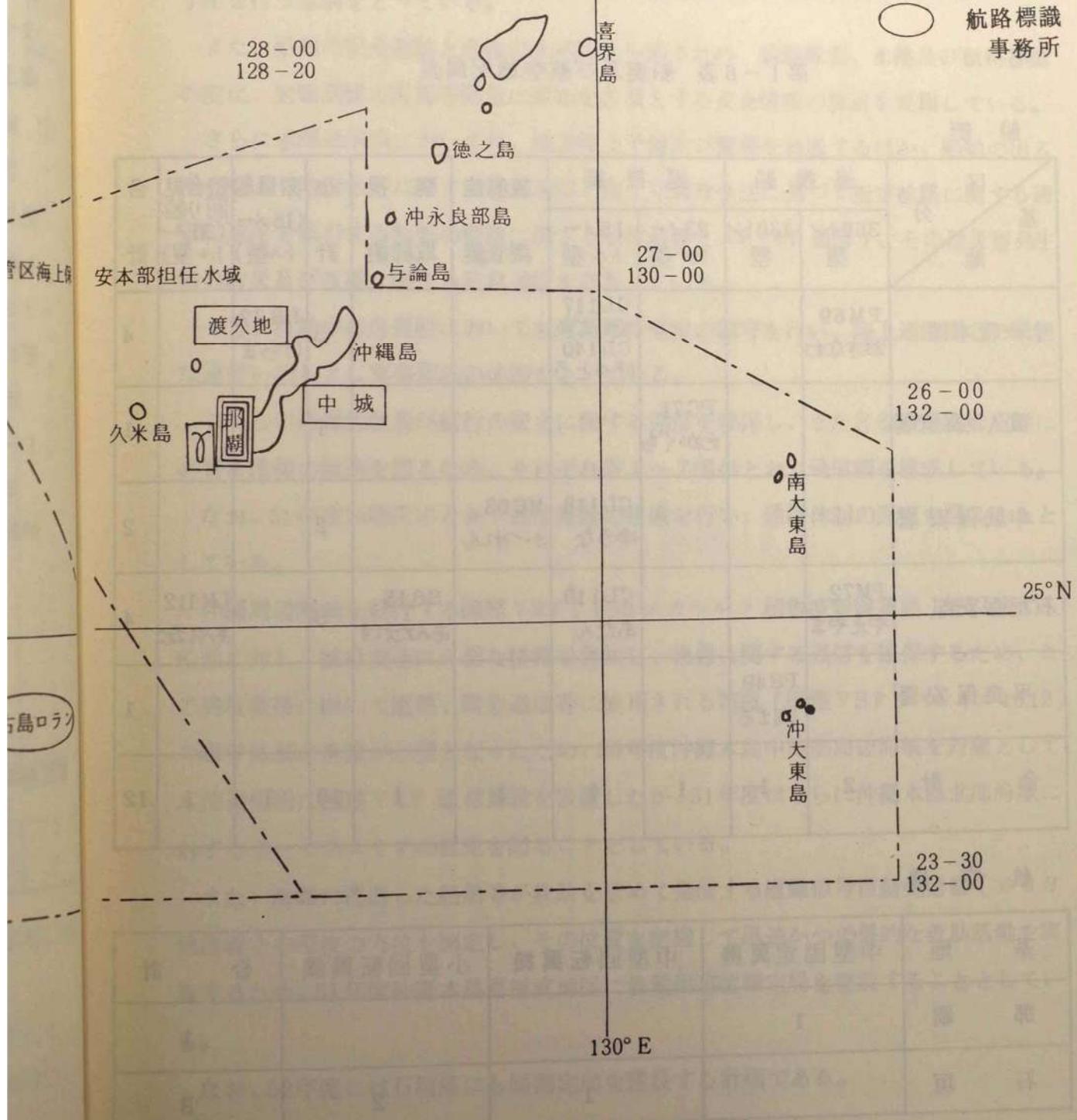
一方、これら弾薬の火薬が安易に入手できるため、それを使用した密漁が多く、復帰後、厳重な取締りの結果、少なくなったものの、未だ僻地、離島では潜在している。

また、本県は広大な基地施設を有しており、県民生活はもとより、当庁業務、特に水路測量、船路標識の見回り業務等に対しても多大の影響を与えている。

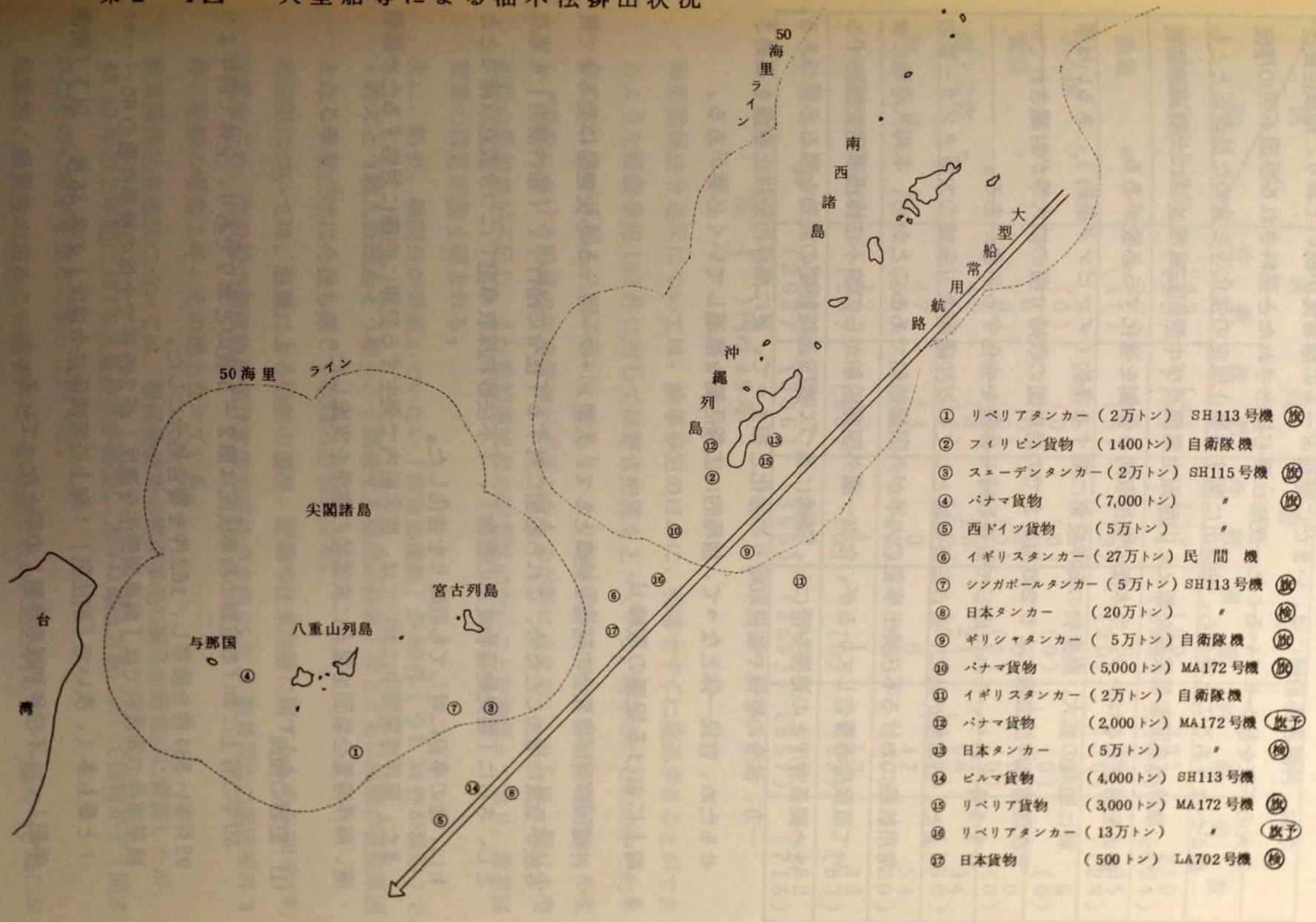
第1-5図 第十一管区海上保安本部の事務所位置図



|  |         |
|--|---------|
|  | 管区本部    |
|  | 保安部     |
|  | 保安署     |
|  | 航空基地    |
|  | 航路標識事務所 |



第2-4図 大型船等による油不法排出状況



いて「毒薬物使用の密漁」とともに潜在している情報もあるので根絶を期し今後も厳重に取締る。

他に「伊勢エビの禁止期間中採捕」等 27 件を検挙している。

不法砂利採取事犯は、海洋博に向っての特需や建築ブームを背景に 49 年に引き続き違反が多発し、ややもすれば沿岸の自然環境を損うとともに、水産資源を枯渇させるものだけに鋭意取締りを重ねた結果、本島中南部及び宮古地区において 4 隻の砂利船を検挙した。

## (2) 一斉取締り

本土からの旅行者は年々春の行楽期から夏期に向けて増加の一途をたどり、また沖縄では旧正月、旧盆のほか独特の祝祭行事が行われ、この行事に参加するため、本土、沖縄本島、各離島間を移動する旅行者が船舶を利用し、往来が極めて活発である。

このため岸壁付近での各種犯罪、海難事故等の発生が予想されるところから、年末年始、旧正月前後、行楽期、旧盆前後には、それぞれ特別警戒を実施し、

最大とう載人員超過とう載

無資格運航

満載吃水線超過とう載

船内刑法犯

等の重点項目のほか関係法令違反もあわせ指導、取締りを実施した。

## (3) 海上犯罪取締り上の課題

復帰後 4 年を経過し、機会あるごとに実施してきた指導により海事諸法令に対する周知についてもおおむね徹底したと考えられるが、旧来の惰性からいまなお、遵法精神に欠けるところがあると思料されるので、厳重な指導取締りを実施する必要がある。

## 3 海上における警備の実施

当管内には、尖閣諸島及び地理的に台湾に最も接近している先島諸島を有し、国境管区として復帰後より両諸島周辺海域における領海警備を実施し、領海侵犯や不法上陸等の取締りにあたっている。侵犯船に対しては誓約書を徵し退去を命じて繰返し指導にあたった結果、侵犯は復帰当初より著しく減少した。しかし侵犯船は依然として跡を絶たず、特に 5 月のとびうお漁期には与那国島周辺にて台湾漁船による領海侵犯が続発したので、特別警戒を実施し侵犯船の厳重な取締りにあたっている。昭和 50 年中の侵犯状況は第 2 - 6 表のとおりである。

なお、尖閣諸島周辺海域は現在のところ台湾側の不穏な動きは認められず平穏に推移している。

第2-6表 領海侵犯の件数

| 方 面  | 侵 犯 数    | 不 法 上 陸 者 数 |
|------|----------|-------------|
| 尖閣諸島 | 43件(39件) | 0人(17人)     |
| 先島諸島 | 22(51)   | 3(3)        |
| 計    | 65(90)   | 3(20)       |

注 ( )内は、昭和49年

### (1) 尖閣諸島周辺の領海警備

尖閣諸島周辺の領海警備は、当管区の巡視船のほか、他管区から巡視船12隻の派遣を受けて領海侵犯及び不法上陸の取締りにあたっており、50年は台湾漁船による侵犯が43件(前年39件)確認され、不法上陸は皆無(前年17名)であった。これら侵犯船に対しては立入検査を実施の上誓約書を徵し退去を命じて厳重な指導を行った。また台湾漁船による荒天避泊が146件確認されたが、これら避泊船に対しては天候回復次第退去するよう指導に努めた。なお台湾漁船による領海侵犯は領土意識に基づくものではなく、いずれも漁業目的によるものであった。

### (2) 先島諸島周辺の領海警備

先島諸島周辺の領海警備は、航空機、巡視船艇をもって取締りにあたっているが、同海域の領海侵犯は地元漁民との漁業紛争の原因となる恐れがあるため、地元漁民等からの積極的な情報提供等の協力が得られるように努め警備の強化を図っている。50年は侵犯22件(前年51件)、不法上陸3名(前年3名)、荒天避泊30件を確認した。これら侵犯はとびうお漁の最盛期(5月)に殆んど集中的に発生(17件)したもので、地元漁民との紛争を未然に防止するため、この期間中(5月1日より5月31日まで)常時巡視船艇航空機を配備して特別警戒を実施し極めて効果的であった。なお、これら侵犯船等については尖閣諸島と同様の措置をとり厳重な指導を行っている。

### (3) 警衛、警護

皇太子、同妃両殿下の海洋博開、閉会式御臨席に際しては、県内は歓迎と反対の両論で渦巻き、また「海洋博粉碎」「皇太子上陸決死阻止」を叫ぶ過激派は本土からぞくぞく集結し、開会式時の両殿下の御訪問先において、お招車列に対する空びん等の投てき事件(7.17)、ひめゆり塔での火炎びん投てき事件(7.17)等が発生するなど騒然たる情勢下であった。これがため、当管区は総力をあげて警衛の万全を期すため、警衛本部を設置して、他管区からの応援を含む巡視船艇14隻(閉会式時13